

条例、規則等の案文作成要領

条例、規則、告示、公告及び訓令の案文は、次の要領により作成するものとする。

1 共通事項

- (1) 文字は、MS明朝体で10.5ポイントとすること。
- (2) アラビア数字は、1文字の場合は全角とし、2文字以上の場合は半角とすること。
- (3) 左右を括弧で囲んだアラビア数字及び片仮名は、括弧を半角とし、文字列の幅を2字とすること。
- (4) 3文字以上のアラビア数字について、文字列の幅を半字分残す場合はMicrosoft Wordの「書式－文字の均等割り付け」を用いて、半字分広げて均等割り付けすること。

2 条例、規則、告示（規程形式に限る。）及び訓令の新規制定及び廃止の案文

- (1) 所定の横長の原稿用紙（1行あたり65文字で24行）を用いて作成すること。
- (2) 配字及び形式は、別表第1（条例）、別表第2（規則）、別表第3（告示（規程形式に限る。））及び別表第4（訓令）のとおりとすること。
- (3) Microsoft Wordの「書式－段落－体裁－文字幅と間隔」のレ点を外して作成すること。

3 告示（規程形式を除く。）及び公告の案文

- (1) 所定の縦長の原稿用紙（1行あたり45文字で40行）を用いて作成すること。
- (2) 配字及び形式は、別表第5（告示（規程形式を除く。））及び別表第6（公告）のとおりとすること。
- (3) Microsoft Wordの「書式－段落－体裁－文字幅と間隔」のレ点を外して作成すること。

4 条例、規則、告示及び訓令の一部改正の案文

- (1) 香川県行政情報ネットワークの香川県法規集の新旧対照表を用いて作成すること。
- (2) 配字及び形式は、別表第7（条例）、別表第8（規則）、別表第9（告示（規程形式に限る。））、別表第10（告示（規程形式を除く。））及び別表第11（訓令）のとおりとすること。
- (3) 罫線の線の太さは0.75とすること。
- (4) 一部改正の方法は、別紙1のとおりとする。

別表第1

Grid for header information

香川県〇〇〇〇〇条例

(*****)

第1条 *****。

2 *****。ただし、*****。

(*****)

第2条 *****。

(1) *****
*****。

(2) *****。

(*****)

第3条 *****。

2 *****。

(*****)

第4条 *****
*****。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 *****。

別表 (第〇条関係)

*****	*****
-------	-------

別表第2

香川県〇〇〇〇〇〇〇〇規則をここに公布する。

平成〇年〇月〇日

香川県知事 氏 名

香川県規則第〇号

香川県〇〇〇〇〇〇〇〇規則

(*****)

第1条 *****。

(*****)

第2条 *****

*****。

(1) *****

*****。

(2) *****。

(*****)

第3条 *****。

2 *****

*****。

(*****)

第4条 *****

*****。

2 *****。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表第5

●香川県告示第○号

○○○法（昭和○年法律第○号）第○条第○項の規定により、次の表の右欄に掲げる土地を当該左欄に掲げる字の区域に編入する旨、○○○町長から届出があった。

平成○年○月○日

香川県知事 氏 名

左 欄	右 欄
○○郡○○○町○○字○○	○○郡○○○町○○字○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
	○○○○

